

第2節

有形固定資産の取得

前述の設備投資の意思決定が行われると、次に、個々の固定資産を取得するための業務が行われます。ここでは、まず、代表的なフローとして、有形固定資産の取得について検討していきます。

なお、有形固定資産は、第1章の定義にもあるように、建物や機械装置のような減価償却資産、鉱山や油田のような減耗償却資産、土地や絵画、建設中の固定資産のような非償却資産に区分できます。遊休固定資産、未稼働設備等の将来事業の用に供する目的をもって所有する資産も有形固定資産に含まれます。

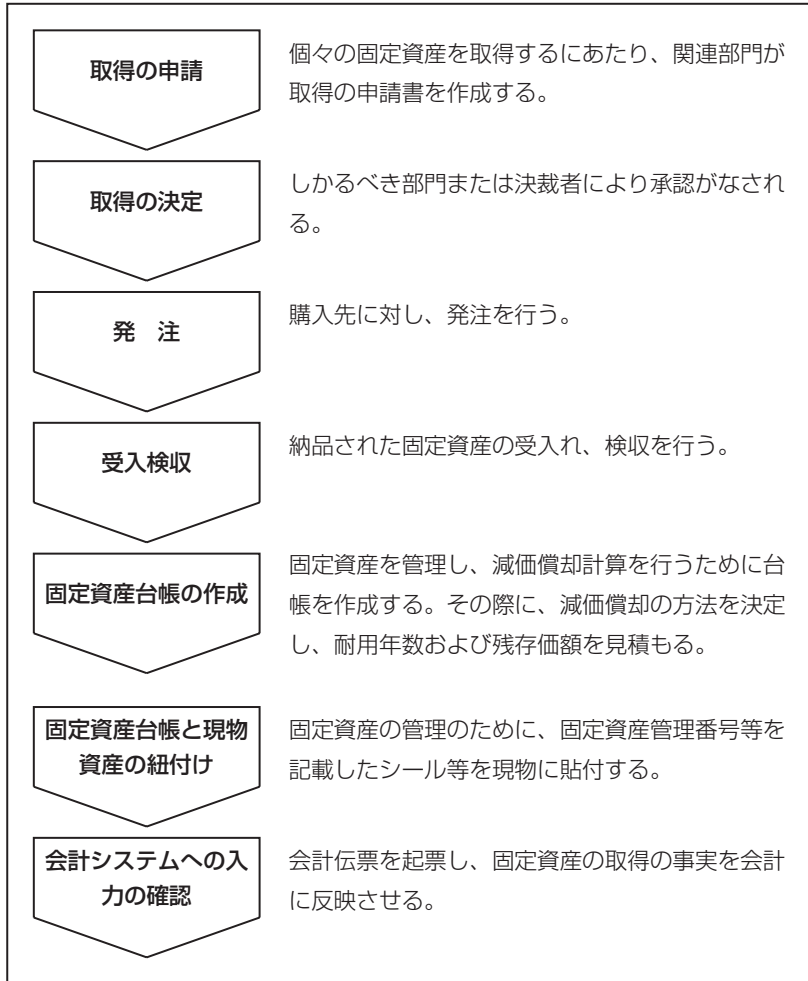
また、事業目的で貸与している設備等も有形固定資産に含まれます。例えば、外注先や関係会社に機械設備を貸与する場合等です。

一方、実務上、少額の有形固定資産は取得時に一括費用処理が認められ、会計上は有形固定資産に計上されません。多くの企業では、税務の取扱いを会計にも適用し、取得価額が20万円以上の資産を有形固定資産に計上しているようです。

1 有形固定資産の取得フロー

有形固定資産の取得に関する業務フローは、一般的に次のようになります。以降では、この業務フローに沿って説明します。

図表2-2-1 有形固定資産の取得の業務フロー



2 有形固定資産の取得の申請・決定

図表2-2-2 取得の申請・決定の管理ポイント

リスク	コントロールおよび管理
<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産取得申請書が提出されずに固定資産が取得される。 ● 承認のないまま固定資産の取得が行われる。 ● 合理性のない固定資産の取得が承認される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定められた様式に基づき、固定資産取得申請書を作成する。 ● 適切な決裁者が固定資産取得申請書の承認を行う。 ● 取得申請書の一覧表を作成し、進捗管理を行う。

(1) 想定されるリスク

個々の固定資産を取得するにあたっては、まず、関連部署が取得申請書を作成し決裁者へ取得の申請をすることになります。しかるべき部門または決裁者は、その内容を検討し承認をすることで、個々の固定資産の取得が決定されます。

この際、固定資産取得申請書が提出されなければ、担当者の独断で固定資産が取得されてしまうリスクがあります。また、申請がなされたとしても、承認のないまま固定資産の取得が行われてしまうかもしれません。決裁権限のない人によって、合理性のない固定資産の取得が承認されてしまうというリスクも認識されるでしょう。

(2) 取得の申請・決定におけるコントロールおよび管理

上記のようなリスクに対応するためには、以下のようなコントロールおよび管理が重要となると考えられます。

① 固定資産取得申請書の作成

固定資産取得申請書の様式をあらかじめ定めておくことにより、検

第3節

減価償却

1 減価償却の概念と一般的なプロセス

固定資産は取得時に資産計上され、使用された期間にわたり減価償却により経済的価値を減少させていきます。固定資産は一般的に固定資産管理システムや表計算ソフトで管理が行われており、減価償却費の計算もこのシステムにより計算が行われます。そのため、「第2章 固定資産の増加局面における管理」で説明したとおり、固定資産管理システムに正確に情報入力を行えば、基本的に減価償却費は自動で計算が行われていくことが考えられます。そこで、ここでは正しく自動計算を行うための管理方法や、計算結果をどのように利用・調整していくかを中心に検討していきます。

(1) 減価償却の概念

減価償却とは、固定資産の取得価格を、固定資産の使用期間にわたり当初計画された方法により、減価償却費として定期的に費用化していく処理をいいます。

① 減価償却の必要性

固定資産は長期にわたって利用されますが、永久に使用できるものではなく、経年や使用に応じて劣化が進み経済的価値は低下していきます。そこで現物固定資産の経済的価値に応じて、会計上の帳簿価格を減少させていく処理が必要となります。会計上では固定資産の帳簿価格を減価償却により減少させることとなりますが、個々の固定資産

第3章 固定資産の減少局面における管理

の経済的価値の減少を個別に計算することは困難なため、一定の仮定に基づき耐用年数や使用量に応じて減価償却を実施していくことになります。一方で、土地や絵画のように経年や使用により経済的価値の低下しない資産は、非償却資産として償却計算の対象からは除かれることになります。

また、会計処理の視点から考えると、収益と費用を対応させるために減価償却が必要となります。固定資産は長期にわたり利用されるため、取得時に一括で費用化してしまうと、固定資産から得られる収益と、そのための費用の支出が対応せず、正しい期間損益が計算できなくなってしまいます（設例3-3-1参照）。そこで、固定資産はいったん資産計上され、固定資産の使用期間にわたり減価償却により費用化することで、固定資産の使用により獲得される収益とその収益を獲得するための費用との対応を図ることができることとなります。

設例3-3-1

倉庫を5,000で建設し5年賃貸する場合				
毎年の損益：売上が毎年2,000とする。経費はゼロと仮定する。				
○一括で費用化する場合：（初年度）売上2,000－建物取得費5,000＝△3,000				
	2,000	2,000	2,000	2,000
△3,000				
○減価償却する場合：（毎年）売上2,000－減価償却1,000＝1,000				
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

② 自己金融効果

このほかに減価償却を実施することで現れる副次的な特徴として、減価償却費の自己金融効果があげられます。これには、まず減価償却費の特性について説明が必要となります。減価償却費は、通常経費

とは、非現金支出費用である点が異なります。通常の経費を計上する場合、請求額に基づき費用を計上し、遅滞なく現金を支払うため、費用計上と支払いが概ね同時に発生します。一方で減価償却費は、固定資産取得時に対価を支払い、使用期間にわたって費用計上が行われていくため、費用計上と現金支出のタイミングが異なります。そのため減価償却費は、費用計上時に現金の支払いを伴わない非現金支出費用となります。

減価償却を継続的に行うと、償却費は現金支出を伴わないため、減価償却費相当の資金が社内に留保されていくことになり、これを減価償却の自己金融効果とよびます。したがって、減価償却を継続的に行い、収益を計上しながら事業を行っていけば、耐用年数が経過した時点で、設備を更新し事業を継続できる額の資金が、理論上、内部留保されることとなります。

設例3-3-2を通してみていくと、収益はゼロですが、減価償却は非現金支出項目のため、現金収支で考えると毎年100ずつ手元現金が増加していくこととなります。これにより耐用年数5年経過時に手元に500の資金が残り、この資金を利用して再度車両を購入し事業を継続することが可能となります。

設例3-3-2

